

## 身体拘束等の適正化のための指針

### 1. 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限する事であり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。

よつばのクローバーでは、利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく、各職員が身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束の廃止及び適正化に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

#### (1) 身体拘束等禁止の規定

「指定通所支援の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。」「やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。」と規定されています。

#### (2) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障がいを理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則です。しかし、以下の3つの要件のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行う事があります。

- ①切迫性…利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③一時性…身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

### 2. 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

#### 身体拘束適正化検討委員会の設置

よつばのクローバーでは、身体拘束の廃止及び適正化に向けて身体拘束適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

#### ① 設置目的

- ・身体拘束の廃止および適正化に向けた現状把握と取組状況の確認
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束等の発生について報告された事例の集計、分析及び適正化策の検討
- ・報告された事例及び分析結果の職員周知と適正化策を講じた後の効果の検証
- ・身体拘束適正化に関する職員教育の計画、実施

② 委員会の構成員

- 1 役員 2 管理者 3 児童発達支援管理責任者【身体拘束適正化担当者】
- 4 保育士・児童指導員

③ 委員会の開催

- ・年1回開催
- ・必要時は随時開催

3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

支援に関わるすべての職員に対して、身体拘束の廃止及び適正化と人権を尊重した支援の励行について職員教育を行います。

- ① 定期的な教育・研修（年1回以上）の実施
- ② 新任者に対する身体拘束適正化研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

4. 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

身体拘束等の事案については、その全ての案件を委員会に報告するものとし、この際、社長が、緊急に当該案件の分析及び適正化策の検討が必要であると判断した場合は、定期開催の同委員会を待たずして臨時的に同委員会を招集するものとします。

5. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

① 委員会の実施

緊急性や切迫性によりやむを得ない状況になった場合、委員会を開催し、1.切迫性 2.非代替性 3.一時性の3要件の全てを満たしているかどうかについて評価、確認する。

また、当該利用者の家族等と連絡をとり、身体的拘束実施以外の手立てを講じることができるかどうか協議する。上記3要件を満たし、身体拘束以外の対策が困難な場合は、拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、その上で身体拘束を行う判断をした場合は、「拘束の方法」「場所」「時間帯」「期間」等について検討し確認する。また、個別支援計画に必要事項を記載する。

② 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。個別支援計画書に身体拘束を行う可能性を盛り込み、本人または保護者に同意を得る。行動制限の同意書の説明をし、同意を得る。

また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族等

と締結した内容と 方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得た上で実施する。

### ③ 記録

記録様式を用いて、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由その他必要事項を記録する。

身体拘束に該当する行為とは、本人の身体の機能や行動を制限する目的で行われる各種の行為であると解されるため、座位保持装置等にみられるように利用者の身体状況に合わせて変形や拘縮を防止し、体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用されるベルトやテーブルについては、一律に身体拘束と判断することは適当ではないため、目的に応じて適切に判断するよう努めます。

## 6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、利用者・家族等に身体拘束廃止への理解と協力を得るため、事業所内への掲示及びホームページへの掲載を行い、積極的な閲覧の推進に努めます。

## 7. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束等をしない支援を提供していくために、支援に関わるすべての職員が以下の点について共通認識をもち、拘束をしない支援に取り組みます。

- ・他の利用者等への影響を考慮して、安易に身体的拘束を行っていないか。
- ・サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合のみ身体的拘束等を必要と判断しているか。

## 附 則

この指針は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。